「羽咋市男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」第11条により公表します。

令和４年度
羽咋市男女が共に輝く
まちづくりプラン
（２０２２年度～２０２５年度）

進捗状況報告書

羽　咋　市

はじめに

人口減少、少子高齢化の進行に加え、核家族化の進行や未婚や離婚などによる単身世帯やひとり親世帯の増加、更には近年の感染症の影響により女性を取り巻く社会情勢は激しく変化している現在、女性の働き方や社会参加へのあり方も変化してきました。

男女共同参画社会の実現に向けた取組みは、「すべての女性が輝く令和の社会へ」と、さらなる男女共同参画の推進が期待されています。

本市においても、これまで進めてきた取組をさらに推進するとともに、社会情勢等の変化や市民意識調査の結果を反映し新たな課題に対応するため、５年ごとに内容の見直しを行いプランの改定を行ってきました。

令和４年３月に、「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」（第５次）を策定し、３つの基本目標と１１の重点課題を掲げ、それぞれの課題に対する施策を示しました。

この年次報告書は、「羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例」第１１条に基づいて、令和４年度の本市の男女共同参画における具体的施策の進捗状況を取りまとめたものです。

市民や事業者等の多くの皆さんが、男女共同参画の推進について理解と関心を深められ、この報告書を男女共同参画社会形成の取組の参考資料として活用いただければ幸いです。

令和５年６月

羽咋市教育委員会　生涯学習課

目　　次

第１章　羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表 ---------- 1
羽咋市の男女共同参画の取組 ---------- 3
令和４年度男女共同参画推進事業の概要 ---------- 5
データで見る男女共同参画の状況 ---------- 7
数値目標と指標 ---------- 10

第２章　「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」施策実施状況

体　系　図 ---------- 12

基本目標Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題１　政策・方針決定過程における女性の参画拡大 ------ 13
重点課題２　誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり ----- 13
重点課題３　地域における男女共同参画の推進 ---------- 14
重点課題４　科学技術分野における男女共同参画の推進 -------- 14

基本目標Ⅱ　安全・安心な暮らしの実現

重点課題５　あらゆる暴力の防止と被害者支援 ---------- 15
重点課題６　誰もが安心して暮らせる環境の整備 ---------- 16
重点課題７　生涯を通じた男女の健康支援 ---------- 16
重点課題８　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進-- 16

基本目標Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題９　教育における男女共同参画の推進 ---------- 17
重点課題 10　男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実 --- 17
重点課題 11　計画の推進に係る体制整備 ---------- 18

資料編

羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例 ---------- 19

第１章

羽咋市の男女共同参画の推進状況

男女共同参画の推進に関する年表

	世　界	国	石 川 県	羽 咋 市
平成13年 (2001年)		・内閣府に「男女共同参画会議」及び「男女共同参画局」設置 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」策定 ・「石川県男女共同参画推進条例」施行	・「男女が共に輝く21世紀のまちづくり条例」施行
平成14年 (2002年)			・女性相談支援センター設置 ・石川県男女共同参画審議会設置	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
平成15年 (2003年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議（第4,5回）	・「次世代育成支援対策推進法」施行	・女性青少年課「男女共同参画推進室」を「男女共同参画課」に改編	・「男女共同参画指標」策定 ・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成16年 (2004年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」策定		・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成17年 (2005年)	・第49回国連婦人の地位委員会「北京プラス10」	・男女共同参画基本計画（第2次）策定 ・改正「育児休業等に関する法律」施行（仕事と子育ての両立支援）	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する基本計画」策定	・「次世代育成支援行動計画」策定
平成18年 (2006年)				・「男女が共に輝くまちづくりプラン」（第2次）策定 ・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成19年 (2007年)		・改正「男女雇用機会均等法」施行 ・改正「労働基準法」施行 ・仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章及び仕事と生活の調和推進のための行動指針の策定	・「いしかわ男女共同参画プラン2001」改定	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成20年 (2008年)		・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」施行 ・「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針」改定		・男女共同参画推進事業 教委→市長部局へ
平成21年 (2009年)	・女子差別撤廃条約履行状況報告審議（第6回）	・男女共同参画会議諮問「男女共同参画に関する施策の基本的な方向について」	・男女共同参画推進応援団の設置	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成22年 (2010年)	・第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」記念会合	・改正「育児・介護休業法」施行 ・男女共同参画基本計画（第3次）策定	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」（第3次）策定
平成23年 (2011年)	UN　Women正式発足	・内閣府男女共同参画局推進課に「暴力対策推進質」を新設	・「いしかわ男女共同参画プラン2011」策定 ・「企業における男女共同参画に関する取組状況実態調査」実施	・男女共同参画推進事業 市長部局→教委へ
平成24年 (2012年)	・第56回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・「女性の活躍促進による経済活性化」行動計画～働くなでしこ大作戦～決定	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度を創設、シンボルマークを決定	

男女共同参画の推進に関する年表

	世　界	国	石 川 県	羽 咋 市
平成25年 （2013年）		・若者・女性活躍推進フォーラムの開催、提言	・いしかわパープルリボンキャンペーン2013を実施	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
平成26年 （2014年）	・第58回国連婦人の地位委員会「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議案採択	・改正「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」施行（1月） ・「日本再興戦略」改訂2014に「女性が輝く社会の実現」（6月）	・「輝く女性応援会議in石川」開催（9月）	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
平成27年 （2015年）	・第59回国連婦人の地位委員会「北京＋20」 ・SDGsが国連総会で採択され、目標5として「ジェンダー平等を実現しよう」を掲げる。	・男女共同参画基本計画（第4次）策定 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(H27.9月成立)	・「男女共同参画に関する県民意識調査」実施	・「男女が共に輝くまちづくりプラン」（第4次）策定
平成28年 （2016年）	・女子差別撤廃条約実施状況報告審議（第7.8回）	・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」完全施行（H28.4月）	・「配偶者暴力防止及び被害者保護等に関する基本計画」改定 ・「いしかわ男女共同参画プラン2011」改定	
平成29年 （2017年）		・改正「育児・介護休業法」施行（1月） ・改正「育児・介護休業法」施行（10月）	・「パープルサポートいしかわ」（いしかわ性暴力被害者支援センター）設置（H29.10月）	「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発活動（市内企業の訪問）
平成30年 （2018年）		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行（5月） ・働き方改革関連法 平成30年6月成立）	・いしかわ男女共同参画推進宣言企業認定制度に「女性活躍加速化クラス」を創設	
平成31年 （2019年）	・W20回日本開催（第5回WAW！と同時開催）	・「女性活躍加速のための重点方針 2019」	・「いしかわパープルリボンキャンペーン2019」の実施	・「男女共同参画に関する市民意識調査」実施
令和2年 （2020年）	・国連「北京+25」記念会合	・男女共同参画基本計画（第5次）策定	・企業に活かせ女性力」女性人材育成プログラムの実施	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発
令和3年 （2021年）		・改正「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行（6月）	・いしかわ男女共同参画プラン2021策定	・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発 ・「男女が共に輝くまちづくりプラン」（第5次）策定
令和4年 （2022年）		・改正「育児・介護休業法」施行 ・「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 ・「女性デジタル人材育成プラン」策定 ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」公布	・「輝く女性の活躍を加速する男性リーダーの会地域シンポジウム」開催 ・「国際女性会議 WAW!2022」石川サテライト会場開催	・男女共同参画関連図書企画展 ・「もやっと体験」の募集、掲示 ・いしかわパープルリボンツリーを庁内に設置し啓発

羽咋市における男女共同参画の取り組み

1　主な取組

１２年　５月　男女が共に輝くまちづくり策定推進委員会設置（庁内組織）
１２年　６月　男女共同参画市民意識調査（１回目）
１２年　７月　男女が共に輝くまちづくり懇話会設置
（条例制定後　男女共同参画推進委員会に名称変更）
１２年　８月　男女共同参画社会の構築のための説明と意見収集（１１公民館）
１３年　１月　男女が共に輝くまちづくり懇話会意見書提出
１３年　３月　「男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例」制定
１４年　３月　「男女が共に輝くまちづくりプラン」策定
１５年　３月　男女共同参画「指標」策定
１６年　１月　男女共同参画市民意識調査（２回目）
１６年　３月　「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成（年次報告）以後毎年作成し公表
１７年　２月　「男女が共に輝くまちづくりプラン（第２次)」（以下第２次プラン）策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
１８年　２月　「第２次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
１８年　３月　「男女共同参画推進委員会」が「第２次プラン」の策定について答申
１８年　３月　「第２次プラン」策定
１８年１２月　男女共同参画市民意識調査（３回目）
２０年　３月　男女共同参画社会啓発のための紙芝居を制作
２１年　９月　男女共同参画市民意識調査（４回目）
２２年　２月　「男女が共に輝くまちづくりプラン（第３次)」策定に関して「男女共同参画推進委員会」に諮問
２２年１２月　「第３次プラン」策定に伴い、パブリックコメントを実施
２３年　２月　「男女共同参画推進委員会」が「第３次プラン」の策定について答申
２３年　３月　「第３次プラン」策定
２５年１１月　「いしかわパープルリボンキャンペーン」に参加。パープルリボンツリーを市役所１階に設置し啓発
２６年　９月　男女共同参画市民意識調査（５回目）
２８年　３月　「第４次プラン」策定
２９年１２月　「いしかわ男女共同参画推進宣言企業」認定制度の啓発のため市内企業の訪問実施
R1年　９月　男女共同参画市民意識調査（６回目）
R4 年　３月　「第５次プラン」策定

2　その他実施事業

（１）ＤＶ関係事業

①ＤＶ相談所開設

②ＤＶ対策連絡協議会設置

③ＤＶサポートボランティア研修

④ＤＶ防止のための活動

（２）女性のエンパワーメント事業

①女性の仕事アイディア募集

②女性の起業家支援のための講座や助成制度

③女性のエンパワーメントとチャレンジ支援講座

（３）調査・研究に関する事業

①市内企業アンケート

②町会役員における女性登用アンケート

③講演会参加者アンケート

④講座受講生アンケート

（４）啓発事業

①広報掲載等による啓発

②男女共同参画関連図書企画展

③パープルリボンキャンペーン

④女性学習会の開催

（５）プランの進行管理事業

①男女共同参画「指標」及びプランに掲げる「数値目標」の調査

②「男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書作成し公表

令和４年度　男女共同参画推進事業の概要

1　ＤＶ関係事業

（１）女性のための相談

ドメスティック・バイオレンスをはじめ女性が抱える問題に対して、自己解決を図るための支援と女性支援ダイヤルによる電話相談を実施。

1.　面接（来所）相談	３
2.　電話相談	３

1.　配偶者からの暴力、交際相手からの暴力	４
2.　家族関係の悪化や家族の崩壊	２

2　啓発事業

（１）男女共同参画週間

①男女共同参画関連図書企画展

羽咋市立図書館と共催で､「もやっとじぇじぇジェンダー展」と題し、男女共同参画の啓発となる本の企画展を開催

②「もやっと体験」の募集、掲示

図書館企画展に併せ、アンコンシャス・バイアスに関連し、日常の何気ない会話や態度の中で違和感を感じた「もやっと体験」を募集し、会場で掲示。

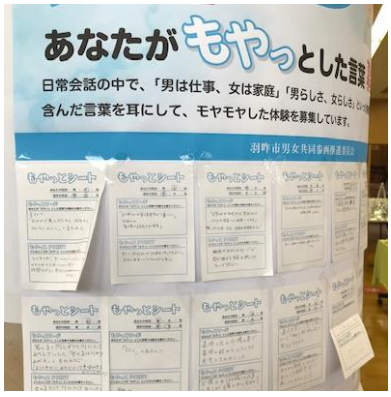

（２）パープルリボンキャンペーン　　１１月１２日～１１月２５日

パープルリボンツリー設置（市役所１階ロビー）、啓発ポスター掲示
啓発チラシ・グッズ配布

（３）各種講演会等の参加者への啓発チラシの配布

3　プランの進行管理事業

（1）「男女が共に輝くまちづくりプラン推進状況報告書」を作成し公表

4　その他事業

（1）羽咋市各種女性団体連絡協議会

総　　会	令和４年７月１２日（案内）　書面開催
加　盟　団　体	４団体
女性国内研修会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
各女連交流会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止
女性学習会	令和５年２月１２日(日)　コスモアイル羽咋 市長と語る輝く未来 １　講演会「輝く女性、輝く羽咋」 　　女性が羽咋を輝かせる 　　～これからの「輝く女性」に期待するもの～ ２　来場者と市長が語る会

5　推進体制

（1）男女共同参画推進委員会

羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例第１２条に基づき設置されたもので、男女共同参画社会づくりの推進に関する重要事項について調査審議する市長の附属機関です。施策の推進に関して市長に建議することができます。

第１回委員会	令和４年５月１６日（月）
第２回委員会	令和４年７月２６日（火）
第３回委員会	令和４年９月２８日（水）
第４回委員会	令和５年２月２１日（火）

データーで見る男女共同参画の状況

① 羽咋市の人口の推移

				H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	備　考
羽咋市の人口	総　人　口		人	23,292	23,007	22,707	22,469	22,268	21,974	21,561	21,161	20,763	20,386	
	男		人	11,008	10,882	10,746	10,651	10,544	10,401	10,205	10,034	9,830	9,663	
	女		人	12,284	12,125	11,961	11,818	11,724	11,573	11,356	11,127	10,933	10,723	
	世　帯　数		世帯	8,491	8,488	8,481	8,495	8,530	8,573	8,551	8,518	8,536	8,509	
	内訳	～14歳	人	2,502	2,441	2,373	2,288	2,225	2,132	2,031	1,965	1,900	1,819	
			(%)	10.7	10.6	10.5	10.2	10.0	9.7	9.4	9.3	9.2	8.9	
		15歳～64歳	人	13,175	12,711	12,292	12,038	11,800	11,562	11,159	10,780	10,526	10,270	
			(%)	56.6	55.2	54.1	53.6	53.0	52.6	51.8	50.9	50.7	50.4	
		65歳～	人	7,615	7,855	8,042	8,143	8,243	8,280	8,371	8,416	8,337	8,297	
			(%)	32.7	34.1	35.4	36.2	37.0	37.7	38.8	39.8	40.2	40.7	
	55歳～59歳		人	1,621	1,510	1,429	1,405	1,349	1,292	1,256	1,248	1,191	1,192	
	60歳～64歳		人	2,108	1,992	1,832	1,705	1,633	1,585	1,491	1,404	1,372	1,320	
	65歳～69歳		人	2,013	2,120	2,212	2,313	2,262	2,026	1,938	1,798	1,673	1,593	
	合　計		人	5,742	5,622	5,473	5,423	5,244	4,903	4,685	4,450	4,236	4,105	
			(%)	24.7	24.4	24.1	24.1	23.5	22.3	21.7	21.0	20.4	20.1	
婚　姻　数			組	91	71	61	66	61	59	61	78	63	45	
離　婚　数			組	27	25	32	21	27	22	27	25	18	14	
出　生　数			人	168	149	115	114	112	92	114	100	95	87	

資料:市民窓口課

②「女性の政策、意思決定過程への「参画」および「人権」に関する状況

項目		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	数値目標	
市における役つき女性職員の比率（係長、保育所長以上）		%	31.0 87人中27人	31.1 90人中28人	31.3 83人中26人	27.6 87人中24人	31.0 84人中26人	32.5 80人中26人	29.1 86人中25人	33.3 87人中29人	36.5 85人中31人	39.0 82人中32人		各年4月1日現在
小中学校管理職（校長・教頭）の女性比率		%	31.2	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	25.0 16人中4人	37.5 16人中6人	25.0 16人中4人	18.8 16人中3人	25.0 16人中4人		各年4月1日現在
審議会等における女性委員の比率（プランに掲げる審議会等）		%	26.6 542人中144人	27.3 561人中153人	28.0 518人中145人	28.2 581人中164人	26.5 563人中149人	24.5 605人中148人	26.1 685人中179人	28.2 678人中191人	28.5 635人中181人	24.7 543人中134人	40.0	各年3月31日調査
議会議員の女性比率	羽咋市	%	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人	7.1 14人中1人		各年3月31日調査
	石川県	%	2.4	4.8	4.8	4.9	5.0	7.0	7.0	7.0	7.0	7.0		資料：県男女共同参画推進状況報告書
審議会等の女性比率（法令、条例）	羽咋市	%	21.0 310人中65	21.8 307人中67	23.7 295人中70	23.6 309人中73	23.7 317人中75	25.2 576人中145人	26.7 656人中175人	28.7 652人中187人	29.2 609人中178人	25.3 517人中131人		各年3月31日調査(自治法180-5関連除く)
	石川県	%	32.4	32.4	32.8	33.9	37.0	37.8	41.0	42.6	43.4	43.6		資料：県男女共同参画推進状況報告書
行政委員の女性比率		%	13.5 37人中5人	10.8 37人中4人	10.8 37人中4人	13.5 37人中5人	17.2 29人中5人	10.3 29人中3人	13.8 29人中4人	15.4 26人中4人	11.5 26人中3人	11.5 26人中3人	20.0	各年3月31日調査(自治法180-5関連)
家族経営協定締結農家数		戸	10	10	11	15	17	19	18	17	19	21	20	各年3月31日調査
女性役員を登用している町会の数（注）		町会	9	17	22	24	20	15	14	20	12	15		資料：総務課 （各町会長へｱﾝｹｰﾄ） 回答数　56町会（全62町会中）
女性の町会役員の数（注）		人	12	26	44	32	31	25	24	60	35	54		
女性役員を登用している町会の比率		%	19.1	30.9	37.9	38.7	36.4	27.3	28.5	37.7	24.0	26.8		
夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合		%			12.7				14.5					資料：市民意識調査

（注）全町会から回答を得ていないので参考数値

③ 少子高齢化に関する調査

		単位	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	
高齢化率	羽咋市	%	32.7	34.1	35.4	36.2	37	37.7	38.8	39.8	40.2	40.7	資料提供:健康福祉課 各年4月1日
	石川県	%	25.0	26.3	27.9	28.4	28.9	29.2	29.6	30.0	30.1	30.5	
	国	%	25.1	26.0	26.6	27.3	27.7	28.1	28.4	28.7	28.9	29.0	国・県の高齢化率 各年10月1日 資料:高齢社会白書
高齢者数	男	人	3,173	3,300	3,392	3,457	3,488	3,521	3,580	3,598	3,551	3,537	
	女	人	4,442	4,555	4,650	4,686	4,755	4,759	4,791	4,818	4,786	4,759	
高齢者単身世帯		世帯数	1,222	1,280	1,341	1,386	1,429	1,536	1,559	1,600	1,691	1,784	
	占有率	%	14.4	15.1	15.8	16.3	16.7	17.9	18.2	18.9	19.8	21.0	
訪問介護回数		回	46,454	50,411	57,079	42,378	40,814	65,280	65,291				資料提供:健康福祉課 各年度3月31日調査
訪問看護回数		回	4,953	5,654	6,062	6,226	6,512	7,103	5,860				
訪問入浴介護回数		回	1,071	795	904	829	748	603	600				R2以降は数値なし(介護事業所等で実施)
合計特殊出生率	石川県	%	1.49	1.45	1.54	1.53	1.54	1.54	1.46	1.47	1.38	1.38	資料提供:健康福祉課 (母子保健の主要指標)
	国	%	1.43	1.42	1.45	1.44	1.43	1.42	1.36	1.33	1.30	1.26	
延長保育を実施する施設		箇所	6/9	6/9	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	資料提供:健康福祉課 各年3月31日調査
一時保育を実施する施設		箇所	9/9	9/9	9/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	10/10	9/9	保育所7　認定こども園2
病後児保育を実施する施設		箇所	1/9	1/9	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/10	1/9	公設公営2　公設民営4 民設民営3
休日保育を実施する施設		箇所	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	5/9	4/9	(実施施設数/総施設数)

■ 数値目標

体系の番号	項　　目	令和2年度目標	令和2年度	令和3年度	令和4年度	R8までの目標	備　　考
Ⅰ-1-（1）	審議会等における女性委員の登用率	**40%（H31）**	28.2%	28.5%	24.7%	**40%**	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
Ⅰ-1-（1）	行政委員会の女性委員の登用率	**20.0%**	15.4%	11.5%	11.5%	**20%**	教育委員会・選挙管理委員会・農業委員会・監査委員 ・固定資産評価審査委員会
Ⅰ-1-（1）	女性委員のいない審議会等の割合	**0.0%**	9.8%	9.3%	22.1%	**0%**	法令、条例、要綱等により設置した審議会、委員会
Ⅰ-1-（1）	管理職にある職員に占める女性割合を以上	**―**	26.1%	33.3%	28.0%	**30%**	特定事業主行動計画
Ⅲ-10-（1）	男性職員育児参加休暇の取得割合	**―**	0%	50.0%	33.3%	**100%**	特定事業主行動計画
Ⅲ-10-（1）	男性職員の育児休業（部分休業を含む）取得率	**―**	0%	25.0%	33.3%	**30%**	特定事業主行動計画
Ⅲ-10-（1）	職員の年次有給休暇の平均取得日数	**―**	8.9日	8.9日	8.6日	**12日**	特定事業主行動計画
Ⅰ-3-（3）	家族経営協定締結農家数	**20戸**	17戸	19戸	21戸	**20戸**	家族経営協定：農業経営を担っている家族が、農業経営や労働報酬、休日、労働時間等就業条件を話し合い、文書で取り決めること。
Ⅰ-2-（4）	女性起業者数	**20人（H31）**	2人	3人	8人	**10人（R6）**	総合戦略　R3 R4から第二創業支援を開始
Ⅱ-6-（2）	介護、支援を必要としない高齢者の割合	**83.0%**	80.3%	81.4%	81.6%	**80%（R7）**	いきいきプラン21 第8次高齢者福祉計画・介護保険事業計画
Ⅱ-7-（3） Ⅱ-7-（3）	特定健康診査受診率 女性がん検診受診者数 子宮がん検診 乳がん検診	**60.0%** **27.0%** **38.0%**	47.4% 22.0%（R1） 988人 24.2%（R1） 1,053人	47.5% 22.1%（R2） 768人 23.7%（R2） 776人	未確定 20.7%（R3） 862人 21.8%（R3） 874人	**60%（R5）** **30.0%（R5）** **40.0%（R5）**	特定健康診査等実施計画 石川県生活習慣病検診等管理指導協議会における課題検討結果報告
Ⅲ-7-（1）	ファミリーサポートセンター提供会員数	**58人**	55人	58人	59人	**60人**	ファミリーサポートセンター：子育ての手助けをしてほしい人と子育ての手伝いをしたい人が会員となり、子育ての相互援助を行う会員組織
Ⅲ-7-（1）	子育てサロン設置数	**1か所**	1か所	1か所	1か所	**1か所**	子育てサロン：子育てをしている方と子ども達が集まって、ふれあいや交流を持つことを目的に開かれた、好きな時に来て、好きな時間遊べる 子育て広場
Ⅲ-7-（1）	休日保育実施保育所数	**4か所**	5か所	5か所	5か所	**4か所**	こすもす、邑知、とき、ゆりかご R2.4月から子育てサロンを活用した休日保育を実施
Ⅲ-7-（1）	放課後児童クラブ設置数	**5か所**	4か所	4か所	5か所	**5か所**	放課後児童クラブ 羽咋、ゆりっこ、瑞穂、邑知、粟ノ保 小学校数　6

男女共同参画指標

番号	項　　目	R1	H26
1	男女にはそれぞれの役割があるので、そのように育てるべきと感じている人の比率　＊	14.9%	26.7%
2	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率　＊	37.5%	34.8%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性)　＊	44.1%	44.3%
	家庭で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性)　＊	32.4%	27.9%
3	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率　＊	32.0%	27.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(男性)　＊	41.9%	32.4%
	職場で男女の地位が平等と感じている人の比率(女性)　＊	24.3%	23.8%
4	地域活動・社会活動で男女の地位が平等と感じている人の比率　＊	42.4%	32.6%
5	法律や制度で男女の地位は平等と感じている人の比率　＊	35.0%	25.7%
6	社会通念・慣習・しきたりで男女の地位が平等と感じている人の比率　＊	18.8%	12.6%
7	市における役つき女性職員の比率(係長・保育所長以上) ***	29.1%	31.3%
8	女性役員を登用している町会の比率 **	26.4%	30.9%
9	小中学校管理職(校長・教頭)の女性比率 ***	37.5%	25.0%
10	市議会議員の女性比率	7.1%	7.1%
11	夫や恋人から暴力を受けている女性被害者の割合　＊	14.5%	12.7%
12	女性の能力が正当に評価されていないと思う人の比率　＊	35.0%	36.8%
13	出生数(年間)	112人	149人
14	「男は仕事、女は家庭」という考えについて同感しない人の比率　＊	53.1%	43.6%
15	子育てに家族や周囲から協力を得られていると感じている人の比率　＊	69.4%	79.4%
16	「男女共同参画」について知っている人の比率＊	61.8%	60.7%

＊　　男女共同参画に関する市民意識調査
＊＊　　町会アンケート（各年４月調査）
＊＊＊　　各年４月1日現在

第２章
「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」施策実施状況

「男女が共に輝くまちづくりプラン（第5次）」体系図

基本目標（３）	重点課題（１１）	施策の方向（２４）
Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍推進	1 政策・方針決定過程における女性の活躍推進	(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大 (2) 企業・団体等における女性の参画の促進 (3) 女性の意見を反映させる機会の拡大
	2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会の確保 (5) ワークライフバランスの推進 (6) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備
	3 地域における男女共同参画の推進	(7) 男女共同参画による地域活動の推進 (8) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化 (9) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立
	4 科学技術分野における男女共同参画の推進	(10) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成
Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現	5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	(11) あらゆる暴力の防止と被害者支援 (12) 児童虐待の防止 (13) 人権を尊重し、多様な生き方を可能にする教育と学習の推進
	6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(14) 生活困難を抱える子育て家庭への支援 (15) 誰もが安心して暮らせる環境の整備
	7 生涯を通じた男女の健康支援	(16) 生涯を通じた男女健康支援
	8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	(17) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立
Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備	9 教育における男女共同参画の推進	(18) 男女共同参画社会に向けた教育の推進 (19) 男性の男女共同参画への理解促進
	10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(20) 社会全体で支える子育て支援体制の充実 (21) 社会全体で支える介護支援体制の充実
	11 計画の推進に係る体制整備	(22) プランの達成度の把握と評価 (23) 市の推進体制の確立 (24) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化

基本目標　Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題　１　政策・方針決定過程における女性の参画拡大

２　誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり

３　地域における男女共同参画の推進

４　科学技術分野における男女共同参画の推進

基本目標　Ⅰ　あらゆる分野における女性の活躍推進

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
1 政策・方針決定過程における女性の参画拡大	(1) 審議会等委員など行政への女性の参画拡大	①審議会等への男女のバランスの適正化 審議会等に占める女性の割合については引き続き40%を目標にし、委員の公募や会議の情報提供等により女性の市政への参画を促進するとともに、女性が男性と共に参画できる場の確保に努めます。	全課	・固定資産評価員は市長が選任する委員で、今年度は2名（男性）が任期満了を迎えたが、再任となった。 ・農業委員会の委員について、女性委員の増加を目指し各地区に呼びかけを行った。	
		②政策形成部門での女性の登用の促進 市は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画により、意欲と能力のある女性職員の人材育成や、職域拡大並びに管理職登用など政策形成部門への配属に努めます。	総務課	・役付き【係長級以上（主任保育士以上含む）】の女性職員の登用率は39.3%(89人中35人）であった。	・女性職員の積極的な登用により近年の女性登用率は上昇傾向にある。今後も管理職も含めて積極的登用を継続していく。
	(2) 企業・団体等における女性の参画の促進	①企業等への女性の方針決定段階での参画への働きかけ 女性活躍推進法に基づく事業主行動計画の策定等、国が推進する女性の活躍に関する取組の情報提供を行い、方針決定過程への参画が図られるよう啓発を行います。また、各種団体等においても同様に、女性の参画が進むよう働きかけます。	生涯学習課 企画財政課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。	・情報提供を行うことで、女性の参画が進むよう働きかける。
	(3) 女性の意見を反映させる機会の拡大	①社会的、政治的問題に関する情報提供 社会的、政治的問題に関する取り組みへの意識啓発や、研修を実施します。	総務課	・国、県、その他団体等の取り組み事例を周知し啓発に努めた。	
		②女性の政治参画に関する情報提供 女性の政治参画に関する情報の収集・提供を行います。	生涯学習課	・国、県、その他団体等の作成した報告書や資料により情報収集し、現状や課題の把握に努め、関係課に情報提供を行った。	
2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(4) 雇用の分野における男女の均等な機会の確保	①労働や雇用に関する法令等の周知 男女雇用機会均等法や女性活躍推進法など関係する法令や制度が定着するための啓発を行っていきます。	総務課 商工観光課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、法の周知を図った。起業家支援補助事業にて、女性の起業者には補助金の加算を行った。	・情報提供を行うことで、女性の雇用が進むよう啓発する。
		②企業に対する平等な雇用の機会と待遇確保についての働きかけ 国が推進する、職場における性別にとらわれない雇用機会と待遇確保について、事実上生じている男女間の格差の解消、女性の能力発揮を促すための積極的改善措置の導入等、就業環境の整備に向けた企業等における積極的な取組を促進するための啓発を行います。	商工観光課 生涯学習課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。	・情報提供を行い、女性の職場での環境改善が進むよう啓発する。
	(5) ワークライフバランスの推進	①企業等に対するワークライフバランスの推進の働きかけ 育児・介護休業について、企業等をはじめ労働者及び一般市民に周知・啓発を進めるとともに、長時間労働の削減など男性が家庭・地域等へ参画しやすい職場環境が実現されるよう、企業等に対する意識啓発を図ります。	総務課 健康福祉課 商工観光課	・男性の育児休業についての制度周知・啓発に努めた。 ・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。 ・羽咋青年会議所役員に対し、子育て支援事業の情報共有を行い、子育てしやすい労働環境が実現されるよう意識啓発を図った。	・令和4年中の男性職員の育児休業取得率は33.3%となった。 ・羽咋市青年会議所役員受講者6人

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
2 誰もが働きやすい職場づくり・社会環境づくり	(5) ワークライフバランスの推進	②個人に対するワークライフバランス推進の働きかけ 働き方を見直し、ワークライフバランスについて理解を深められるよう、情報提供等により啓発を図ります。	総務課 農林水産課 商工観光課 生涯学習課	・国、県、その他団体等の作成したパンフレットやポスター、情報誌等を事業者へ配布し、啓発を行った。	
	(6) 多様な生き方、働き方を可能にするための支援及び就業環境の整備	①様々な就業形態に対する情報提供と支援 雇用によらない働き方や、再就職、起業を目指す女性に対して情報提供及び支援制度の充実を図ります。	商工観光課 生涯学習課	・起業家支援事業補助金制度について、市ホームページ等で情報を発信するとともに、市や商工会が起業者に対し、制度の説明を行った。 また、女性の起業者には補助金を加算し、支援の充実を図った。	
		②新たな就業形態に対する環境の整備 多様な生き方に向けた、テレワーク等の新たな就業形態における環境の整備を行います。	総務課 商工観光課 企画財政課	・テレワークによる就業形態を整備した。 ・テレワーク等の新たな就業形態における環境の整備に対する支援を行った。	・新型コロナウイス感染症の濃厚接触者となった職員がテレワークを行った（令和4年度延べ29人）
		③女性の能力発揮のための支援 女性のキャリア形成のための学び直しや個人や女性団体、グループといった女性の人材に関するネットワークづくりを支援します。	商工観光課 企画財政課 生涯学習課	・女性に魅力あるまちづくりを目指し、官民連携で「女性のテレワーク支援事業」を実施し、「在宅ワーク入門セミナー」や「テレワーク基礎セミナー」を開催した。	
3 地域における男女共同参画の推進	(7) 男女共同参画による地域活動の推進	①固定的な性別役割分担意識に対する町会等への意識改革の働きかけ 町会や地域公民館、PTA活動などの地域活動において、ある性別や年齢に固定化することがないよう、住民主体の活動に、様々な属性の地域の担い手が積極的に参画できるよう働きかけます。	生涯学習課 総務課	・各種団体等に女性役員の登用について働きかけを行った。 ・町会へ「女性の町会役員への登用について」のアンケートを実施した。	・毎年、町会へアンケートを実施することにより男女共同参画の意識付けが図られている。 ・役員に女性を積極的に登用したいが、男女を問わず、町会役員の確保に苦慮しているところが多い。
		②男女共同参画の視点に沿った地域活動団体への支援 年齢、性別等の属性を問わず、地域の生活課題の解決のために誰もが主体的に参画できる取組を支援するとともに、NPO活動やボランティア活動など公共的分野を担って活動する団体等の支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター	・市民活動団体同士のネットワーク会議や市民活動を行う団体や個人に対して相談や情報提供を行った。 ・ネットワーク会議を実施し、これからの活動について意見交換を行った。	・相談や情報交換を行うことで、市民活動の推進が図られた。 ・わくわくアカデミーやネットワーク会議の場で活動発表の機会をもち、活動への意欲向上につながった。
	(8) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化	①地域活動における女性リーダーの育成 地域における女性の活動の活性化と女性リーダーの育成のため、女性団体等のネットワークづくりや活動支援を行います。	生涯学習課 市民活動支援センター	・市民文化祭への参加支援（出店） ・各種女性団体連絡協議会への支援 ・女性学習会の開催	・活動資金の獲得。メンバーの協力体制の強化につながった。 ・市民活動は、女性リーダーが半数以上で色々な活動面で支援を行っている。
	(9) 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の確立	①自営業者等への労働条件の改善等への働きかけ 農林水産業や自営業を支え、発展させていくうえで、女性は重要な役割を担います。従事する男女の就業条件や生活環境の改善を図るための啓発を行いま す。	農林水産課 商工観光課	・情報誌、パンフレット、ポスターの配布等により、就業条件や生活環境の改善の啓発を行った。	
4 科学技術分野における男女共同参画の推進	(10) 男女共同参画の視点に基づく、次代を担う理工系人材の育成	①科学技術分野の教育に関する情報提供の促進 学校や社会教育施設との連携を図り、科学分野に対する興味を持つ機会を増し、進路選択の幅を広げるための情報や体験を提供します。	生涯学習課 学校教育課	・各中学校に進路指導主任を配置し、正しい職業観をもてるように教育活動を通して指導した。 ・1人1台端末を活用したGIGAスクールの推進を図る。	・男女平等教育の視点に立った指導をすることで生徒の理解を深めることができた。 ・各小中学校で端末を活用した授業の実施

基本目標　Ⅱ　　安全・安心な暮らしの実現

重点課題　５　あらゆる暴力の防止と被害者支援

６　誰もが安心して暮らせる環境の整備

７　生涯を通じた男女の健康支援

８　防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進

基本目標　　Ⅱ　　安全・安心なまちづくりの実現

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
5 あらゆる暴力の防止と被害者支援	(11) あらゆる暴力の防止と被害者支援	①暴力を容認しない社会への啓発活動の実施 多様な広報媒体を通じて、暴力の当事者とならないための教育、暴力を容認しない社会環境の整備に向けた啓発を行います。	生涯学習課	・いしかわパープルリボンキャンペーンの期間、市役所1階、羽咋市立図書館、ユーフォリア千里浜にパープルリボンツリーを設置し啓発活動を行った。 ・羽咋市立図書館において関連図書企画展を行った。	・公共施設ほか市民の目につきやすい場所で啓発事業を行うことで、意識改革を促す。
		②市民や企業に対するハラスメントの防止のための啓発 セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどは人権侵害であり、防止するための啓発を行います。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	・関係機関から届く啓発用チラシを、市内公共施設等に配布し、啓発を行った。 ・窓口でのパンフレット設置による啓発を行った。	・無意識のハラスメントは人権侵害であることを周知し、防止のための啓発を行う。
		③被害者への支援体制の充実 被害者支援のための相談窓口の周知及び支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	・DV被害者の相談に応じるための「女性支援ダイヤル」を設けている。深刻な相談については、県女性センターへ引き継いでいる。また、連携各課との情報共有も密に行っている。 ・市広報においても定期的に「女性支援ダイヤル」の周知を行った。	・相談できる窓口があることを周知していく。
		④若年層に向けた性暴力に対する教育の推進 子供、若年層であっても性暴力を認識し、被害にあった場合は被害を認識し、訴えることのできるよう低年齢からの教育と、暴力の根絶に向けた対策を推進します。	学校教育課 生涯学習課 健康福祉課	・いしかわパープルリボンキャンペーンの期間に合わせ、図書企画展において、子供向けの図書も展示した。 ・保健、道徳、学活の授業をとおして、指導している。 ・こどもや保護者が相談しやすいように電話、LINE、メールなどの相談窓口を設置、対応する。被害にあった場合には、こどもが安心して訴えることができるよう児童相談所や保育施設、学校、警察、地域などの関係機関と連携し、対応した。	・保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得するとともに理解を深めた。 ・性暴力に関する相談はなかったが、DV担当課や関係機関と情報共有し連携できる体制を整備した。
		⑤情報の選択や活用に対する教育の推進 インターネットの情報やSNS など、メディアの情報の正しい選択と活用をするための自己判断能力を育成します。	学校教育課 生涯学習課	・児童生徒に貸与した端末の積極的に授業や家庭学習で活用し、経験を重ねることで情報リテラシーを高めていく。 ・市内小中学校にネット対策パンフレットを配布し啓発を行った。	・積極的に授業や家庭学習で端末を活用し、情報リテラシーを高めた。
		⑥暴力の加害者にならないための意識啓発 暴力の加害者にならないように、全ての世代の男女に対し、暴力を未然に防止するための情報提供や、意識啓発を行います。	健康福祉課 生涯学習課	・国や県の啓発機関に合わせ、市内公共施設でパンフレット配置などの啓発活動を行った。 ・児童相談所やDV担当者と児童虐待担当者が連携し、できる限り早期に被害を把握し対応する民生委員や保育施設など様々な関係機関に対し、児童虐待や面前DVの普及活動を実施した。	・民生委員や保育施設職員への研修、保護者に対する講演会を実施し、家庭内DVは虐待につながることや子どもに与える影響などについて啓発した。
	(12) 児童虐待の防止	①児童虐待の早期発見と相談体制の充実 幼児・児童虐待を早期に発見するとともに、相談体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課	・育児相談の窓口として、子育て包括支援センターの周知を実施し、妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援を実施した。	・相談窓口の設置や関係機関との連携により、育児不安の軽減や孤立防止・虐待の未然防止に繋がっている。延140件の相談支援を行った。
	(13) 人権を尊重し、多様な生き方を可能にする教育と学習の推進	①多様な生き方についての教育の推進 男女共同参画社会の形成に向け、学習機会や情報提供の充実を図ります。	生涯学習課 市民活動支援センター	・関係機関から届く啓発用チラシを市内公共施設等に配布し、啓発を行った。 ・各種講座を開催し、学びの機会をもうけた。	・登録団体同士の連係ケースが増加
		②人権問題についての相談窓口の充実 人権に関わる相談について、庁内の関係各課及び関係機関と連携協力し、相談支援体制の充実を図ります。	市民窓口課 健康福祉課 生涯学習課	・毎月総合相談日及び年2回の特設相談日で相談受付を実施。 ・人権週間中に啓発物品を市内公民館11ケ所に来館者への配布として設置し、人権尊重の啓発を実施。 ・権利擁護ネットワーク協議会準備会を開催。 ・委員は、弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士、社会福祉協議会職員で構成。	・R4年度人権相談件数　2件 ・権利擁護支援ネットワーク体制について、庁内及び専門職と意見交換し、理解を深めることができた。

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
6 誰もが安心して暮らせる環境の整備	(14) 生活困難を抱える子育て家庭への支援	①ひとり親に対する支援の実施 ひとり親家庭や、経済困難を抱える子育て家庭等に情報提供や相談を行うとともに、就労の機会を提供するなど自立に向けた支援を行います。	健康福祉課	・高等職業訓練促進給付金制度を活用し、資格取得を目指すひとり親家庭の生活費を支援した。	・事業実施世帯1世帯（課税世帯　月額70,500円×12か月）
	(15) 誰もが安心して暮らせる環境の整備	①住み慣れた土地で生活を続けるためのサービスの提供 障がいの有無や、年齢に関わらず住み慣れた地域で自立した日常生活を営み、自分らしく生きがいを持って暮らすことができるよう、きめ細やかなサービス及び機会を提供します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室 地域整備課	・利用者の暮らしの目標を達成できるよう多職種による会議を17回、63件検討した。 ・市内介護サービス提供事業所を対象に介護予防研修会を3回シリーズで実施。 ・住民主体の通いの場17か所に対し、運営等を補助した。 ・羽咋地区に対し、懇談会を4回開催し、第2層生活支援協議体が設立した。	・多職種で協議する事で利用者の自立支援に向けて介護支援専門員や介護サービス提供事業所従事者の意識が高まった。 ・地域住民自身がまちづくりについて意見交換が活発になっている。
		②配慮が必要な人への地域ぐるみの取組に対する支援 高齢者や障がい者、外国人やひとり親世帯といった様々な困難を抱える人たちが安心して暮らせるような地域づくりを進めます。	健康福祉課 生涯学習課 地域包括ケア推進室 市民活動支援センター	・民間移動スーパーが2事業所、市内で運行開始している。 ・民間の移動スーパーで対応できない買い物支援については、第2層生活支援協議体で検討中。 ・第2層生活支援協議体を中心に、地域の資源マップを作成中。 ・登録団体の企画をホームページ等で周知する。	・多職種で協議する事で利用者の自立支援に向けて介護支援専門員や介護サービス提供事業所従事者の意識が高まった。 ・地域住民自身がまちづくりについて意見交換が活発になっている。 ・周知への一助 ・移動スーパー等の運行により、食料品店がない町の買い物に関する課題が一部解消した。 ・資源マップ作成をきっかけに地域の資源について関心を持つようになった
		③多様性を理解するための教育と具体的支援策の推進 性的少数者への理解を促進するため、情報提供等を行う等の啓発活動、具体的支援策の検討、および職員の対応ガイドラインの作成・職員研修を行います。	生涯学習課 市民窓口課 学校教育課	・制服におけるジェンダーレス対応について保護者にあてに通知した。 窓口でのパンフレット設置による啓発を行った。	・制服におけるジェンダーレス対応について保護者にあてに通知することにより、理解を深めた。
7 生涯を通じた男女の健康支援	(16) 生涯を通じた男女の健康支援	①健康支援体制の充実 健康診断や健康教室、生涯スポーツの奨励など、生涯を通じた男女の健康支援体制の充実を図ります。	健康福祉課 生涯学習課	・若年者健診、特定健診、後期高齢者健診を通して、幅広い世代に健診の機会を提供し、健康支援のための栄養運動教室を開催した。	・特定健診受診率（R3：47%）、後期高齢者健診受診率（R3：27%） ・栄養運動教室（12回）開催、延人数（274
		②女性に対する切れ目のない支援の推進 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援の充実を図ります。	健康福祉課	・妊娠届出時の面接や新生児訪問、乳幼児健診等を実施し、育児不安を抱えている母親に育児指導、相談・支援等をおこなった。	・妊娠時の面談や乳幼児健診、相談を通じて、関係機関と連携し、支援した。
		③年代に応じた健康支援の取組の推進 思春期の児童・生徒が性に関する正しい知識を得るための教育の充実を図るほか、更年期や老年期など年代ごとにおける健康支援の取組を推進します。	学校教育課 健康福祉課	・保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識を習得する。 ・筋力トレーニング体操、はつらつ体操などの開催。 自宅で体を動かすきっかけになるように、筋力トレーニング教室のメニューから、体力維持の『かなめ』となる体操をまとめた動画を作成しDVDを配布、市ホームページでも公開している。	・児童生徒に保健、道徳、学活の授業をとおして、正しい知識が図られた。 ・すこやかセンターや公民館など、19会場21教室で筋力トレーニング教室を開催。 地域の会館など26か所で「通いの場」を設けており、住民が主体となって地域支えあいの活動が行われている。
8 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進	(17) 男女共同参画の視点を生かした環境保全、防災体制の確立	①防災活動での女性の参画の推進 男女共同参画の視点を生かした地域防災活動に取り組むとともに、防災組織への女性の参画を促進します。	環境安全課	・地域防災連絡会議は書面決議を行った。	・女性視点の防災計画を追加
		②環境に関する女性の参画の推進 環境審議会や環境保全に関する事業に女性の意見を反映させるよう働きかけます。	環境安全課	・「住居地域における小規模太陽光発電設備の設置に関する対策」について環境審議会を2回開催した。	・女性の意見も反映した内容の答申を受けた。

基本目標　Ⅲ　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題　　９　教育における男女共同参画の推進

１０　男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実

１１　計画の推進に係る体制整備

基本目標　　Ⅲ　　男女共同参画社会の実現に向けた意識改革と体制の整備

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
9 教育における男女共同参画の推進	(18) 男女共同参画社会に向けた教育の推進	①教育や保育現場における男女共同参画の学習の推進 子どもたちが、性別にとらわれず、自己の個性にあった進路を選択できるよう、男女共同参画の視点に立った教育や保育を推進します。	学校教育課 健康福祉課	・各中学校に進路指導主任を配置し、正しい職業観をもてるように教育活動を通して指導した。 ・地域において、安心して子どもを生み育てられるよう、未就学児童に対する各種保育サービスの提供、小学生を対象とした放課後児童クラブの設置、ひとり親家庭への支援等を行い、子育て支援に努めている。 ・人権作文の募集を中学校において実施した。 ・集団活動の中で意図的に男女差別につながる言動をしないよう配慮した。（整列順、出席簿、グループ分け、持ち物、衣服、ゲームほか）	・男女平等教育の視点に立った指導をすることで生徒の理解を深めることができた。 ・毎年継続して実施してきたことにより男女平等教育の理念が浸透してきている。 ・男女の区別なく一人の人間として相手と接することの大切さを学んだ。 ・集団生活の中の慣習や環境が改善された。
		②家庭での男女共同参画の取組の推進 大人たちが性別による固定的な役割分担意識に気づき、男女共同参画の視点に立った家庭生活、家庭教育、地域学習が行われるよう、各家庭で取り組める内容の事業を実施します。	生涯学習課	・石川県が小学5年生を対象に毎年発行している意識啓発用副読本を各小学校に配布し、授業等で活用するよう呼びかけた。	
		③分かりやすい広報・啓発の推進 分かりやすい広報を行い、男女共同参画の認識を深め、社会制度や慣行の見直しに向けた啓発を行います。	生涯学習課 秘書課	・羽咋市発の広報などで、男女共同参画の視点に基づく表現を行うよう注意している。	
	(19) 男性の男女共同参画への理解促進	①既存のライフスタイル見直しへの啓発 既存の男性のライフスタイルの見直しと、男女共同参画の理解に向けた意識啓発を促進します。	健康福祉課 生涯学習課	・内閣府や石川県から届く啓発用チラシ、パンフレットを市内公共施設に配布した。	・男女共同参画社会を目指し、継続して実施していく。 ・男女共同参画に関心を示してくれることを期待する。
		②男性への学習機会の提供 男性の家事・育児介護等の家庭生活や地域への参画を促進するための啓発及び好事例の発掘・情報提供を行います。	健康福祉課 生涯学習課	・女性学習会に男性の出席を促し、「市長と語る会」についても、参加、発言があった。 ・産前のクラスであるプレパパ・プレママクラスでは、男性の育児へのパンフレットを用いて、育児や家事の参画を普及啓発した。	・プレパパ・プレママクラス　父参加者25人 教室を通して、男性の育児参画を促すことが出来た。
10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(20) 社会全体で支える子育て支援体制の充実	①子育て支援に関する制度の充実 多様な暮らし方や働き方に対応するため、保育サービス及び放課後児童クラブの充実を図ります。	総務課 健康福祉課 生涯学習課	・保護者のニーズに合わせ、保育所等で、延長保育、一時保育、病後児保育、休日保育を実施した。 ・働く親と子のため、羽咋放課後児童クラブ、邑知放課後児童クラブ、瑞穂放課後児童クラブ、羽咋ゆりっこ児童クラブ、粟ノ保放課後児童クラブの5か所で放課後保育を実施した。	・保護者のニーズに合わせた特別保育事業を充実させることにより働く親たちの支援となった。 ・千里浜保育所を幼保連携型認定こども園として開園する（4月1日から）ことで、多様な暮らし方に対応することができる。
		②子育て支援体制の充実 家庭の子育てを支援するため、情報提供や相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 生涯学習課	・専門相談員による保育所（園）の巡回、親子相談、遊びの教室等を実施し、保護者からの相談に対応。情報提供やその後のフォロー、関係機関へつなげるなどしている。また、子育てサロンでは親子の交流の場として多数の利用がある。 ・ファミリーサポートセンター事業で、子育てサロンで休日保育できるよう対応した。 ・子育てサロンや子育て包括支援センターなどに、保育士や保健師を配置して、子育てに対して気軽に相談できる体制の充実を図った。 ・育児情報や登録保育園の情報など、アプリを使って啓発した。	・巡回後の情報提供により、親子相談や遊びの教室への利用につながっている。 父参加者子育てサロン 遊びの教室3人、子育てサロン 50人 親子相談 2人 ファミリー・サポート・センター事業休日保育76件 母子モアプリ登録者数700件（3/16現在） 子育てサロン登録者数111人、 育児相談14件、栄養相談12件

重点課題	施策の方向	施策の概要	担当課	令和4年度事業実施状況	事業の成果
10 男女共同参画の視点に立った各種制度等の充実	(21) 社会全体で支える介護支援体制の充実	①介護に関する制度の充実 多様な暮らし方や働き方に対応するため、看護・介護サービスの充実を図ります。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	・在宅医療・介護連携推進協議会を年3回開催。 ・協議会メンバーは、市内医療機関、介護事業所に勤務している医師、歯科医師、看護師、薬剤師、リハビリ専門職、介護福祉士など13名で、在宅介護支援について、協議を行っている。 ・市内に訪問介護事業所が1か所増えた。 ・看取りに関する専門職のスキルアップのための研修会を実施。 ・看取りに関する動画を作成。	・入退院連携シートの活用アンケートを実施し、加筆修正を実施。 ・緊急時安心シートの登録者数が100名増加。 ・医療機関以外での看取り件数が増加。
		②介護者支援体制の充実 介護者を支援するため、情報提供や学習・相談の場などの交流の場やネットワークづくりを推進します。	健康福祉課 地域包括ケア推進室	・身近な認知症等の相談窓口として、介護事業者に認知症相談窓口を委託した。 ・認知症カフェとして、気軽に介護者や地域住民が交流できる場の運営等を補助した。	・認知症相談窓口を7カ所の事業者が受託し設置でき、延べ139人に対し、237件の相談支援を行った。 ・新たな認知症カフェをマックスバリュー羽咋店設立。認知症カフェは市内10か所となった。
11 計画の推進に係る体制整備	(22) プランの達成度の把握と評価	①プランの進行管理 男女共同参画プランに掲げる具体的施策の実施状況及び数値目標等を定期的に確認・評価、公表することによって進行管理を行います。	生涯学習課	・プランに掲げる具体的施策の実施状況、成果を各課の担当職員から報告を受け「推進状況報告書」を作成し、ホームページで公表した。	・具体的施策の調査は、毎年続けることで意識が深まっていくので、今後も実施していく。
		②意識調査の実施 男女共同参画に関する意識調査を実施し、分析を行い、その結果を男女共同参画施策に反映させます。	生涯学習課	・プランに掲げる数値目標及び指標を調査し、ホームページ等で公表した。 ・職員に対し、アンコンシャス・バイアスについてのアンケートを行い、傾向を明らかにした。	・プランに掲げる指標及び数値目標により進み具合を知ることができた。
		③男女共同参画に関する調査研究 男女共同参画に関する各種資料、情報の収集を行うとともに、調査研究に努めます。	生涯学習課	・国及び県等の報告書や資料により情報収集し、現状や課題の把握に努めた。	・社会情勢の変化に対応していけるよう努めた
	(23) 市の推進体制の確立	①庁内関係機関との連携 男女共同参画を総合的に推進するため、羽咋市総合計画を基本とし、各課で策定された部門別行動計画と連携し、共同して推進します。	生涯学習課	・関連各課と情報共有を行った。	
		②日々の業務におけるプランの実践への啓発 男女共同参画の視点に立った行政を推進するため、職員に「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等の周知を図り、日々の業務における意識啓発を図します。	生涯学習課	・プランに掲げる施策の実施状況及び成果を各担当職員が記述することにより「男女が共に輝くまちづくりプラン」の趣旨内容等を周知し、業務における意識啓発を行った。 ・事業ごとに男女共同参画の視点があるかどうかを確認し、関連各課と情報共有を行った。	・公用の個人メールのユーザー名（メールアカウント）は、採用の際に、あらかじめ男性は「姓」女性は「名」と決められていたが、男女共同参画の視点から、両性とも「姓」か「名」のどちらかを選択できるようになった。
		③他機関との連携 国、県、他市町と相互に情報を共有し、協調・連携して推進します。	生涯学習課	・パープルリボンキャンペーンなど、国の啓発活動と連携し、市立図書館などで啓発活動を行った。	・公共施設ほか市民の目につきやすい場所で啓発事業を行うことで、意識改革を促す。
	(24) 市民参画による市、市民、事業者の連携の強化	①市民等に対する活動の支援 市民、事業者、各種団体等に対して情報提供等を行い、市民等が主体的に男女共同参画社会の実現を目指すための活動が展開できるよう支援を行います。	生涯学習課	・男女共同参画を推進するためのパンフレットや情報紙を公共施設や団体に配布し情報提供をした。 ・国の啓発活動と連携し、市立図書館などで図書企画展を行うことにより、より多くの人々に情報提供を行った。	・図書企画展を一定期間行うことで、「男女共同参画」について啓発することができた。
		②男女共同参画推進委員会との連携の強化 羽咋市男女共同参画推進委員会と連携して、意見・苦情等の情報収集や普及活動を行い、市民と行政によるプランの推進体制を強化します。	生涯学習課	・男女共同参画推進委員会を開催し、推進状況報告、プランの推進について意見を求めるとともに今後の推進活動について考えた。	

資　料　編

羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例

羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例

前　文

我が国では戦後、日本国憲法に男女平等の理念がうたわれて以来、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ進められてきた。平成１１年６月には、男女共同参画社会基本法が施行され、女性も男性もすべての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を充分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、２１世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけている。

これらの背景には、社会制度や慣行において性別による差別や固定的な性別役割分担が残っており、男女間の経済的格差も大きく、女性の人権が充分尊重されているとは言い難い状況がある。そして、そのことが地域によっては 、結婚難、少子化、高齢化、人口減少、地域経済の停滞に拍車をかける要因のひとつとなっている。

本市で行った意識調査や地区公民館でのまちづくり会議などからは、家庭、地域、職場、学校、人権などにおいて問題が提起され、平成１２年７月に発足した羽咋市男女が共に輝くまちづくり推進懇話会において、幅広い市民の多様な意見を集約した意見書がとりまとめられたところである。

２１世紀を迎えた今、真に豊かで活力あるまちづくりを進めるためには、男女の対等なパートナーシップを実現することが必要である。本市は、この意見書を踏まえ、それを担うにふさわしいひとづくりを目指し、ここに羽咋市男女が共に輝く２１世紀のまちづくり条例を制定する。

（目的）

第１条　この条例は、男女が共に輝くまちづくりの形成に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者等の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な事項を定めることによって、市民一人ひとりの個性が光り輝き、豊かで活力ある２１世紀の羽咋市の実現を目指すことを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴ 男女共同参画社会　男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいう。

⑵ 積極的改善措置　前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

⑶ 事業者等　市内において公的機関、民間を問わず、又は営利、非営利を問わず事業を行う個人及び法人その他の団体をいう。

⑷ ジェンダー　男女別に期待される役割やイメージなどの社会的、文化的に作られた性差のことをいう。

⑸ セクシャル・ハラスメント　市民生活のあらゆる場において他の者を不快にさせる性的な言動をいう。

⑹ ドメスティック・バイオレンス　夫や恋人などの親密な関係にあるパートナーからの暴力をいう。

⑺ エンパワーメント　内にもっていて抑圧されていた力をひきだし、あらゆる分野で自分のことは自分で決め、行動できるよう力をつけ、発揮することをいう。

（基本理念）

第３条　男女が共に輝くまちづくりの基本理念は、次のとおりとする。

⑴ 一人ひとりがその能力を充分に発揮でき、固定的な性別役割分担でなく多様な生き方が選択できる活力ある社会であること。

⑵ 男女が、相互の理解と協力のもと、家庭、地域、職場、学校その他のあらゆる活動の場において平等に責任を分かち合う活力ある社会であること。

⑶ あらゆる分野における政策、方針決定の場に男女の個人としての能力が尊重され、それとともに、営利、非営利を問わず新しい事業や活動が活発におこされ男女が共に参画する活力ある社会であること。

⑷ 性別による差別や、ドメスティック・バイオレンスなどの暴力がない、すべての人の人権を尊重する活力ある社会であること。

（実現すべき姿）

第４条　市、市民及び事業者等は、次の各号に掲げる事項を男女が共に輝くまちづくりにあたっての実現すべき姿とし、この達成に努めるものとする。

⑴ 家庭において実現すべき姿

ア　家族のすべてが、「男らしさ」「女らしさ」という固定観念にとらわれず、相互の個性と「その人らしさ」を尊重しあう良好なパートナーシップを築くこと。

イ「男は仕事」「女は家庭」といった性別役割分担の意識がなくなり、家事、育児、介護などは、家族みんなが関わり、喜びも責任も共に分かち合い、家族のつながりが深まること。

ウ　家族それぞれが多様な生き方を選択でき、それをみんなが認め合う充実した家庭生活が営まれること。

⑵ 地域において実現すべき姿

ア　男性も女性も対等に地域活動やまちづくりに参画することにより、連帯感や満足感が得られるとともに、豊かで住みよい地域づくりに貢献できること。

イ　家族の理解と協力のもとで男女が共にボランティアやＮＰＯ（民間非営利組織）などに積極的に参加し、その中から多くの女性リーダーが育つこと。

ウ　古い慣習やしきたりにとらわれず、人権が尊重され、差別のない心豊かな地域社会がつくられること。

⑶ 職場において実現すべき姿

ア　育児休業や介護休業を男女とも積極的に取得し、仕事と家庭がゆとりをもって両立できるようになること。

イ　採用、配置、賃金、昇進などの男女格差が解消されることにより、個人の能力、個性、意欲などが充分に発揮される、生き生きとした職場になること。

ウ　管理職の男女比が均衡し、行政における政策決定や、農業、商業などのあらゆる産業分野における経営方針決定に男女の共同参画が進んでいくこと。

エ　営利、非営利を問わず、積極的な起業が男女によって行われ、豊かで活力あるまちづくりが着実に進むこと。

⑷ 学校において実現すべき姿

ア　「男の子らしく」「女の子らしく」ではなく、個性と能力を尊重する教育が進むこと。

イ　人権教育が進み、人を思いやる心が育つこと。

ウ　進学や就職などでは、ジェンダーにとらわれない個人の能力や適性を考慮した進路指導が行われること。

⑸ 人権擁護において実現すべき姿

ア　ドメスティック・バイオレンスを含む女性に対するあらゆる形態の暴力を防止し被害者を安全に保護すること。

イ　だれもが性別を理由とする差別を受けないこと。

（市の責務）

第５条　市は、男女共同参画社会の実現に向けた総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

２　市は、男女共同参画に関する施策の策定及び実施にあたっては、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市民の意見が尊重されるようにしなければならない。

（市民の責務）

第６条　市民は、男女共同参画について理解を深め、相互に協力し、あらゆる分野において、自ら進んで男女共同参画社会の形成に努力しなければならない。

２　市民は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして市が実施する男女共同参画に関する施策に積極的に協力するものとする。

（事業者等の責務）

第７条　事業者等は、その事業活動に関し、男女共同参画社会の実現に努めなければならない。

２　事業者等は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして男女共同参画に関する市の施策に積

極的に協力するものとする。

（行動計画の策定等）

第８条　市は、男女共同参画社会の実現のため、具体的な施策体系としての羽咋市男女が共に輝くまちづくり行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。

２　市は、行動計画を策定又は変更するときは、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、市民の意見を尊重するものとする。

（相談所の設置）

第９条　市は、ドメスティック・バイオレンスを含むあらゆる暴力やセクシャル・ハラスメントの防止及び被害者の保護のために相談所を設置するものとする。

２　市は、前項の目的を達成するため、市内外の行政機関や民間団体と積極的に連携するものとする。

（男女共同参画促進の支援）

第 10 条　市は、男女が共に輝くまちづくりの共同のパートナーとして、女性のエンパワーメントを目指す事業や積極的改善措置等、市民や事業者等が行う男女共同参画社会の実現に向けた取組に対し、積極的な支援を行うものとする。

（実施状況の年次報告）

第 11 条　市は、毎年の施策の実施状況及び成果を市民に公表しなければならない。

（推進委員会）

第 12 条　市は、男女が共に輝くまちづくりを推進するため、羽咋市男女共同参画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

２　推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長の諮問に応じ、調査、審議し、答申するものとする。

３　推進委員会は、男女が共に輝くまちづくりに関し、市長に随時建議するものとする。

４　推進委員は、委員２０名以内をもって組織する。

５　推進委員は、市民、各種団体の代表者、学識経験者等から市長が委嘱する。

６　推進委員は、男女が共に輝くまちづくりに関し、意見、苦情等の情報収集、普及活動等を行う。

７　推進委員の男女の一方の委員の数は、委員総数の１０分の４未満であってはならない。

８　推進委員の任期は、２年とし、再任を妨げない。ただし、推進委員に欠員が生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（その他）

第 13 条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この条例は、平成１３年４月１日から施行する。

令和４年度「羽咋市男女が共に輝くまちづくりプラン」推進状況報告書
【発　　行】　羽咋市
【問い合わせ】　羽咋市教育委員会生涯学習課
〒925-8501　石川県羽咋市旭町ア 200 番地
電 話：0767(22)9331　fax：0767(22)9332
e-mail：gakusyu@city.hakui.lg.jp